

職員の人事異動

令和5年4月1日付けで職員人事異動がありましたのでお知らせいたします。異動内容は下記のとおりです。

新 職 名	氏 名 (旧 任 職 名)	新 職 名	氏 名 (旧 任 職 名)
事務局長	梶田 文博 (総務課長)	総務課長	平石 恭太 (調査管理課長)
調査管理課長	岡本 秀寿 (長生支所副所長)	長生支所副所長	片岡 弘好 (香取支所副所長)
香取支所副所長	山本 辰徳 (香取支所係長)	総務課係長	野口 正樹 (総務課副主査)
香取支所係長	岩澤 まゆみ (山武支所副主査)	調査管理課技師補	橋本 大 (新規採用)
香取支所主事補	清水 一樹 (新規採用)	長生支所主事補	麻生 幸佑 (新規採用)

賦課金の納入について

令和5年度の賦課金通知書は9月1日(金)に発行されます。納期は **9月1日(金)～10月2日(月)** ですので納期内に納入くださいますようお願い申し上げます。

また、賦課金の納入には、口座振替もご利用いただけますので、是非、お申し込みください。

口座振替のお申し込みについて

預貯金口座振替(自動振替)ができます。お申込みは随時受付けておりますが、令和5年度の口座振替のお申込みは、**令和5年6月30日(金)まで**となります。なお、取扱い金融機関及び申請用紙については、最寄りの支所へお問い合わせください。



賦課金の未納について

年々、賦課金の未納が増加しております。賦課金は農業用施設の維持管理費や改良区の運営費に充てられております。

組合員の皆様方が将来に亘り安定的に農業が営めるよう、役職員一丸となりより一層職務に尽力する所存でございますので、早期の未納賦課金の納入にご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

また、令和5年度より、総務課内に賦課徴収担当を新たに配置し、滞納処分(預貯金調査や財産の差押え等)の実施を集中的に行う「**滞納処分の強化**」に取り組んで参ります。

なお、**分割納入のご相談**も承りますので、最寄りの支所までご連絡ください。



各種届け出の提出について

相続や売買等により組合員資格(耕作者)の変更があった時



「**組合員資格得喪通知書**」を必ず提出してください。

※売買等による農地の異動の場合、**滞納賦課金がある農地を取得しますと、土地改良法第42条の規定により、農地を取得した組合員が滞納賦課金を納入しなければなりません**ので、お手続きをされる際には事前にご確認をお願いします。※組合員資格得喪通知書はホームページからダウンロードできます。(URL: <http://www.ryoso-lid.or.jp>)



農地を農地以外に転用するとき(公共事業も対象)



内容に応じ「**農地転用等の通知書**」、「**地区除外申請書**」、「**開発行為等に伴う排水同意申請書**」を提出し、必要な決済を行ってください。

※**農地転用には決済金の納入が必要**になります。この決済金は、農地転用による受益面積の減少後に、施設に掛かる維持管理費(賦課金)が各組合員の過重負担にならないよう事前に決済して頂くものです。また、農地外地目に変更後も、上記手続きを怠った場合は賦課の対象となりますので、必ずお手続きをお願いします。

